

令和6年度 就学援助

小・中学校に通っている
児童・生徒の
保護者の皆様へ

学用品費・給食費・修学旅行費 など

 ... 就学に関する費用の一部を援助します。

申請

審査

結果通知

支給
(年3回)

「認定になるか
わからない…」
と迷ったら申請を！

詳しくは
あきる野市HPを
ご覧ください。



「あきる野市就学援助」で検索



就学援助費とは？

あきる野市教育委員会では、小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、一定の条件を満たす場合は「就学援助費」として学用品費や給食費など、就学に関する費用の一部を援助しています。（※収入審査の場合、令和5年中の世帯総収入で審査します。）

<p>申請書は</p> <h3>世帯で1枚</h3> <p>提出してください。</p>	<h3>毎年度</h3> <p>申請が必要です。</p>	<h3>5/1以降も</h3> <p>申請を受け付けます。</p> <p>▼</p> <p>認定となった場合は、申請月以降の分を月割りで支給します。</p>	<p>あきる野市</p> <h3>教育委員会</h3> <p>へ提出。</p> <p>▼</p> <p>学校、五日市出張所には提出できません。</p>
---	------------------------------	--	---

年間スケジュール

- 4月末まで ● 申請 ←
- 7月下旬 ● 審査結果通知（郵送）
- 8月上旬 ○ 新入学学用品費（入学後支給）※1
- 9月末 ● 支給（4月～8月分）
- 1月末 ● 支給（9月～12月分）
- 3月中旬 ○ 新入学学用品費（入学前支給）※2
- 3月末 ● 支給（1月～3月分）

● …共通 ○ …一部対象者のみ

○次の方も令和6年度の申請が必要です。ご注意ください。

- 令和5年度に認定を受けていた方
- 小1で令和6年3月に新入学学用品費入学前支給を受けた方

支給

修学旅行費は、学校からの経費報告に基づき支給するため、支給月が異なる場合があります。

※1 4月認定の小1・中1へ支給します。
入学前に支給を受けた世帯は除きます。（ただし、支給額の見直しがあった場合には、差額分を支給します。）

※2 支給時点で認定の小6へ支給します。

支給金額（年額）※参考 令和5年度

支給項目	小学校	中学校
学用品費等	約13,000円 ～15,000円	約25,000円 ～27,000円
給食費・修学旅行費	実費相当額	実費相当額
校外活動費 （宿泊を伴うもの）		実費相当額 （上限6,210円）
新入学児童生徒学用品費	54,060円	63,000円
医療費	自己負担分	自己負担分

申請時に必要なもの✓

- 就学援助費支給申請書
- 保護者名義の口座情報がわかるもの
- 申請者の本人確認書類
（顔写真のあるもの1点、もしくは顔写真がないもの2点）
- 申請理由に応じた添付書類（賃貸契約書類等）
→ HPをチェック✓

※生活保護を受けている世帯は、修学旅行費のみが支給対象となります。
※学年や条件により支給金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

提出について

令和6年4月30日（火）までに提出して認定となった場合は、4月分から支給します。

※郵送提出の場合は、4月30日の消印まで

<h3>提出方法</h3> <p>あきる野市 教育委員会窓口 または 郵送</p>	<h3>提出先</h3> <p>〒197-0814 あきる野市二宮350 あきる野市教育委員会 教育総務課学務係（あきる野市役所2階南側） ※午前8時30分～正午、午後1時から午後5時15分まで 土日祝日を除く</p>
---	---

○ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問合せ先

- 就学援助に関すること
あきる野市教育委員会 教育総務課学務係 電話 042-558-2412（直通）
- 給食費に関すること
あきる野市教育委員会 学校給食課 電話 042-558-1123（直通）

あきる野市HP

